

第4回定例会初日における議長予定発言に関する申し入れ書

令和7年1月26日
提出者：町田市議会 議会運営委員
無所属会派 新井よしなお

1 趣旨

先の第3回定例会において、私の一般質問中の発言の一部について、市長から地方自治法第132条に関する指摘がありました。この点については、一任後に留保し、速記録調査の結果、当該会期内において議長の判断により「不適切」とされ、議会運営委員会に報告のうえ、**議事録から削除する旨**が正式に決定され、本会議においても報告済みであります。

時系列で整理しますと、新井は対応を議長に一任し、議長は調査のうえ議会運営委員会に報告、当該定例会中に議長判断として手続きを完了しています。

よって、当該案件は前定例会の期間中における秩序保持権の行使として、既に手続が完結しているものです。

2 本件に関する懸念

今般、第4回定例会初日に、議長が再度「当該発言は地方自治法に抵触するため削除した」と述べる予定であると伺いました。しかしながら、

- ① 既に報告済みの事項を新たな会期で再度取り上げる必要はなく、手続上の根拠が存在しないこと
- ② 議会の会期は独立しており、閉会後に前会期の議事を再処理することは制度上認められないこと
- ③ 市長から休会中に提出された「再度の取り消し要求」に応じる形で議長が再発言を行うことは、執行機関による議会内部への不当な干渉と受け取られかねないこと
- ④ 地方自治法第135条・第136条が定める懲罰・議事整理は、あくまで議会の自律権に基づく内部手続であり、執行機関の要求により再度処理すべき性質のものではないこと

以上の理由から、今定例会で再び本件に言及することは、議会の独立性・中立性を損なうおそれがあると考えます。

3 申し入れ事項

以上を踏まえ、議会運営委員会に対し、下記の点について申し入れます。

- (1) 本件は前定例会中に議長判断により「削除」処理が完了しており、今定例会で改めて議長が発言すべき事由は存在しないことを確認されたい。
- (2) 市長からの「取り消し再要求」に基づいて議長が再発言することの是非について、議会の自律権保護の観点から明確な整理を行っていただきたい。
- (3) 今後、執行機関から議会内部の議事整理に干渉する事例が生じた場合、議運として適切な対応方針を示されたい。

4 結び

議会の内部手続は議会に専属するものであり、執行機関からの再要請に応じて同一案件を繰り返し扱うことは、議事権の独立性に反し、今後の悪しき前例となる懸念があります。

議会の公正・中立な運営の確保のため、本申し入れについてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上